

## 太田保護区保護司会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の犯罪防止活動の推進を図るため、太田保護区保護司会（以下「保護司会」という。）の運営に要する経費の一部について、太田保護区保護司会運営費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し太田市補助金等に関する規則（平成17年太田市規則第76号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、保護司会が実施する次に掲げる事業に要する経費のうち、活動費、研修費及び事務費とする。

- (1) 犯罪予防活動に要する事業
- (2) 研修研究に要する事業

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の総額に2分の1を乗じて得た額以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内において交付する。

(書類の整備等)

第4条 補助金の交付を受けた保護司会は、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出についての証拠書類を整備し、当該補助金の交付の対象となる事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しておかなければならない。

(その他)

第5条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年3月28日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の太田保護区保護司会運営費補助金交付要綱（平成14年4月1日太田市制定）又は保護司藪塚支部町費補助金交付要綱（平成13年4月1日藪塚本町制定）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

(この要綱の失効)

3 この要綱は、令和6年3月31日に限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際現に補助金の交付の決定を受けた保護司会については、第4条の規定は、この要綱

の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行する。